

# 令和7年度 502号建物床補修

工事件名	令和7年度 502号建物床補修			
図面名称	表紙			
図面番号	1/4	作成月日	令和7年12月9日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理	工事企画
別府駐屯地業務隊管理科営繕班				

# 仕 様 書

- 1 工事件名 令和7年度 502号建物床補修
- 2 工事場所 陸上自衛隊別府駐屯地 大分県別府市大字鶴見字鶴見原4548-143
- 3 工事概要 502号建物 床補修 . . . 廊下・階段 56.98㎡  
居室 21.43㎡×2部屋  
居室 21.13㎡×1部屋

## 4 一般事項

### (1) 適用

- ア 本工事は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」により実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官との協議により実施するものとする。
- イ 本工事の実施に当たっては、関係諸法規を遵守するものとする。
- ウ 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。

### (2) 工事中の安全確保

- ア 請負業者は、駐屯地内で工事を行う場合、駐屯地内への立ち入り及び行動は、当該駐屯地の規則（出入門手続き・火気取扱・工事用通路等）及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、工事箇所外への立ち入りを禁止する。やむをえず工事箇所外への立ち入りを必要とする場合は、監督官の承認を得るものとする。
- イ 工事の安全管理には十分留意し、必要に応じて危険防止措置を講じるとともに作業員への指導を徹底するものとする。
- ウ 本工事において発生した事故等は、請負業者の責任によるものとする。
- エ 請負業者は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
- オ 喫煙は、指定された場所及び時間のみとするものとする。

### (3) 駐屯地内工事

- ア 駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし万一破損させた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負業者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- イ 本工事の写真は、カメラを使用し、施工前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、アルバム（A4）に整理した後、1部（カラー）監督官に提出するものとする。特に、隠ぺい箇所についてはこまめに撮影する。
- ウ 本工事では原則として、駐屯地内の用水、電力の使用はできない。やむをえず使用する場合は、仮設メーター等を設置し使用料を徴収するものとする。
- エ 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみを使用するものとする。
- オ 監督官の示す書類等は速やかに提出するものとする。
- カ 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- キ 本工事において、本仕様書に明記なき事項でも施工上当然すべき事項については、請負業者の負担で実施するものとする。

## 5 特記事項

### (1) 共通

- ア 本工事の着手に際しては、請負業者による現状の確認、採寸等を実施し、監督官の承認を得た後、実施するものとする。
- イ 工程について監督官と調整を行い工程表を監督官へ提出すること。
- ウ 材料については、事前に監督官の承認を得るとともに、材料搬入報告書・出荷証明等を提出すること。
- エ 本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「破棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物の処分に際してマニフェスト（E票の写し）を1部提出するものとする。  
なお、最終処分は工期内に確実に終了させるものとする。
- オ 工事期間内に完成検査まで確実に終了させるものとする。
- カ 提出書類について  
現場代理人等通知書（現場指揮・施工監理等を行う者を別に指定する場合）  
工程表  
打合せ簿（必要に応じて）  
材料搬入報告書  
工事写真（材料・施工前・施工中・施工後）  
完成通知書  
産業廃棄物管理票（E票）写し（廃棄物処理した場合のみ）  
石綿（アスベスト）都道府県等への報告書  
その他監督官より指示されたもの

### (2) 仮設、養生・清掃後片付け

- ア 既存部分の養生は、ビニルシート、合板等の適切な方法で行うものとする。
- イ 工事完成後、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行うものとする。

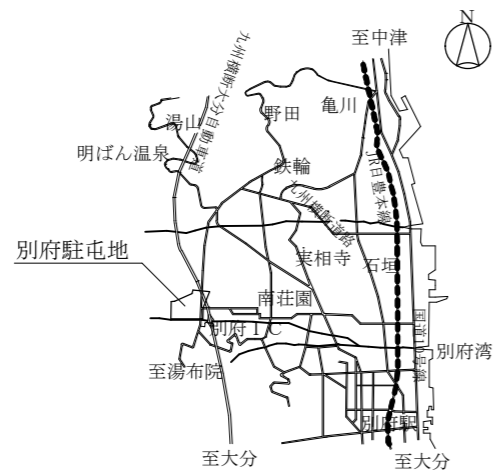
### (3) ビニル床タイル

- ア 既存ビニル床タイルを撤去後、不陸を調整し、ビニル床タイルを新設するものとする。（502建物については、既存ロールカーペットを撤去し行うこと。）
- イ ビニル床タイルは、JIS A 5705 により、下記同等以上のものを使用する。  
色、柄については、既設と同等とし事前に見本等を提出し監督官に確認すること。
- ウ ビニル床タイル用接着剤は、JIS A 5536、メーカー仕様に応じたものとする。  
ただし、ホルモアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
- エ 仕上げ剤は、水性ワックス（2回塗り）とする。
- オ 620号建物玄関靴箱については、施工時に請負業者にて移動を行い施工すること。

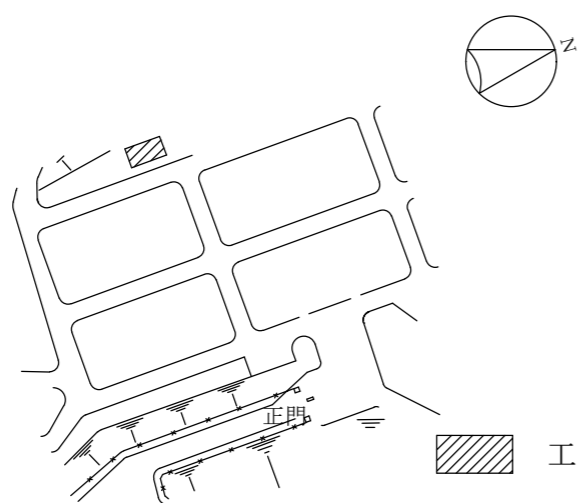
### (4) 環境省大気汚染防止法に基づく届出

- ア 施工に伴い、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行い、都道府県等へ報告するものとする。
- イ 石綿（アスベスト）の有無  
502号建物ビニル床タイル及び接着剤 アスベスト含有あり（Chr：0.1-5）

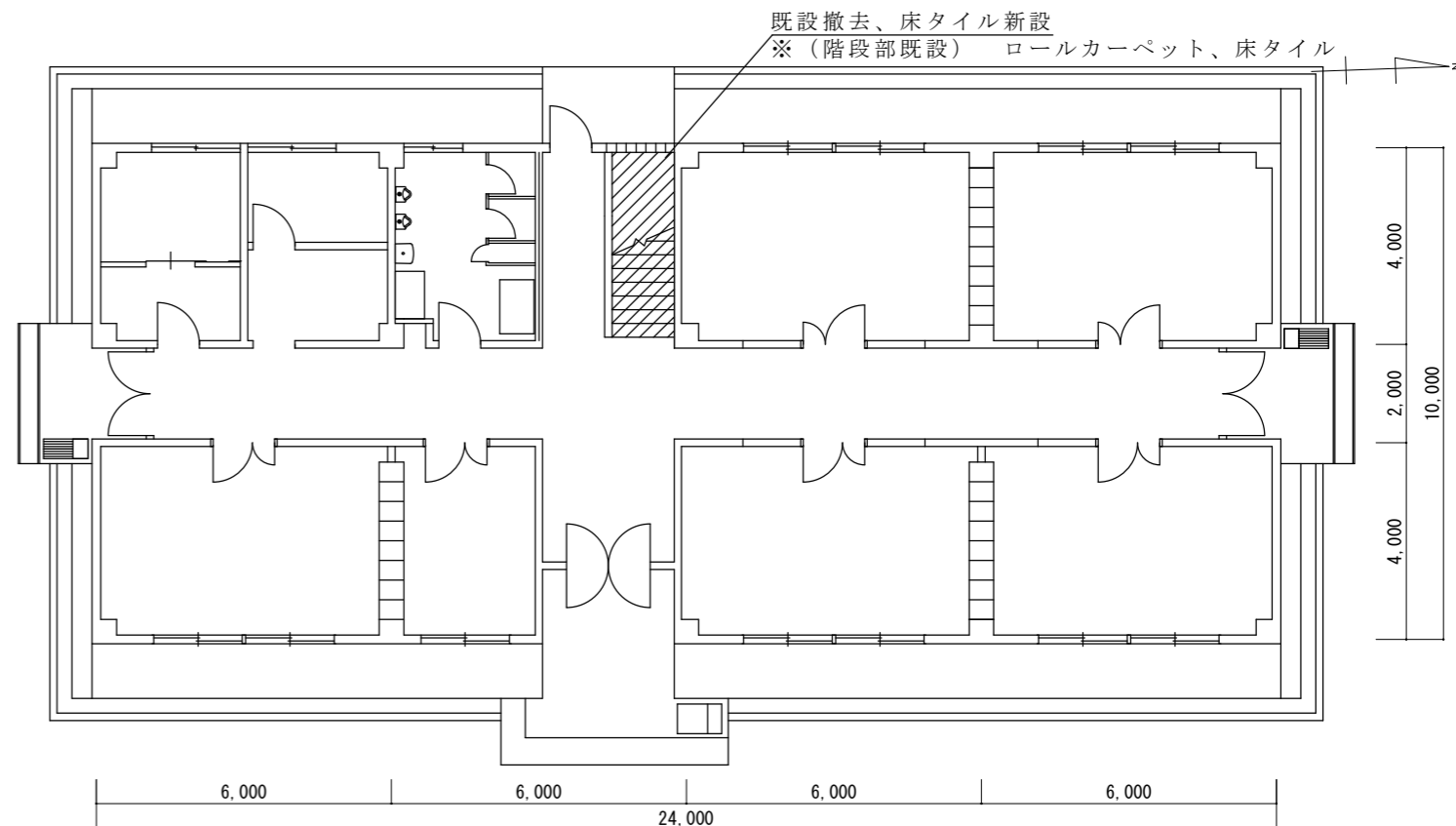
工事件名	令和7年度 502号建物建物床補修		
図面名称	仕様書		
図面番号	2/4	作成月日	令和7年12月9日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			



案内図 S=1/30,000

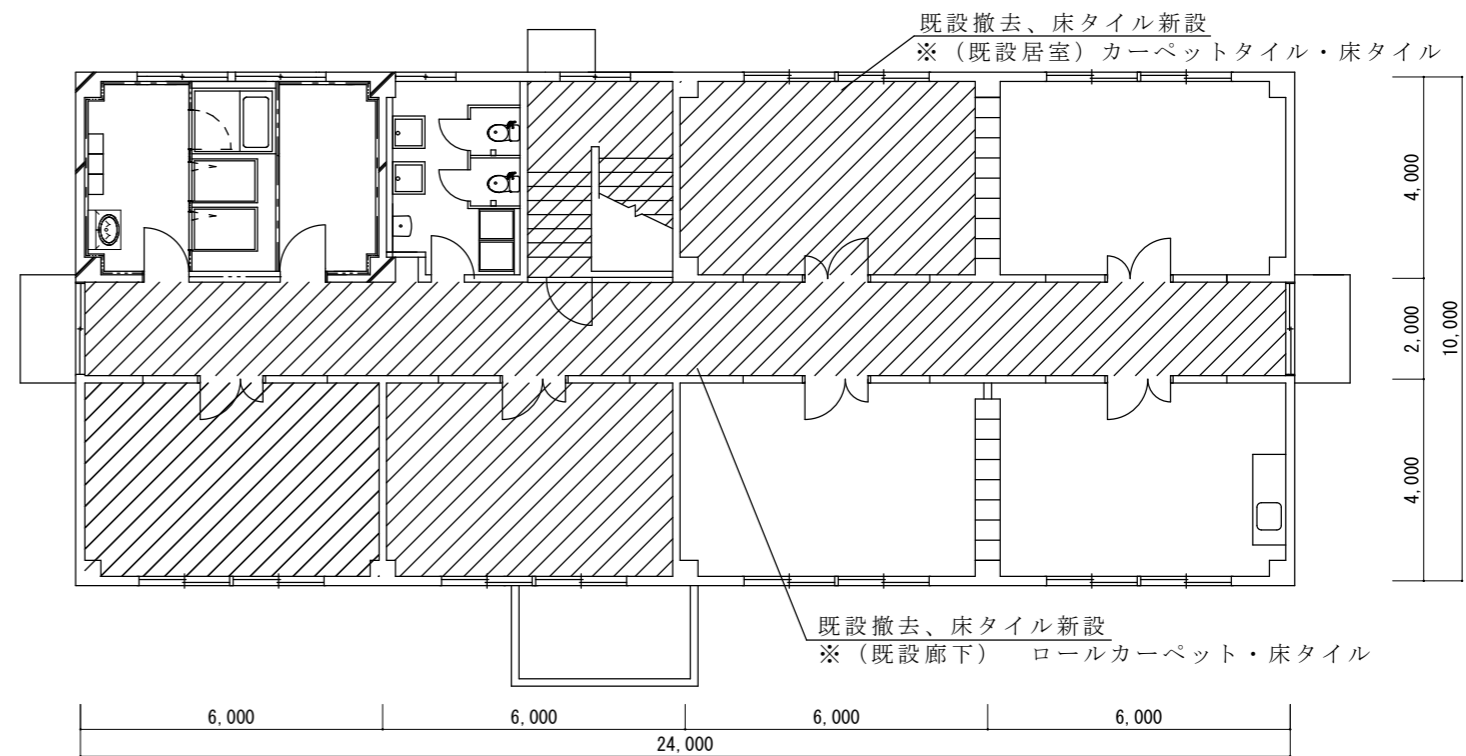


配置図 S=1/5,000



502号建物 (1階) 平面図 S=1/150

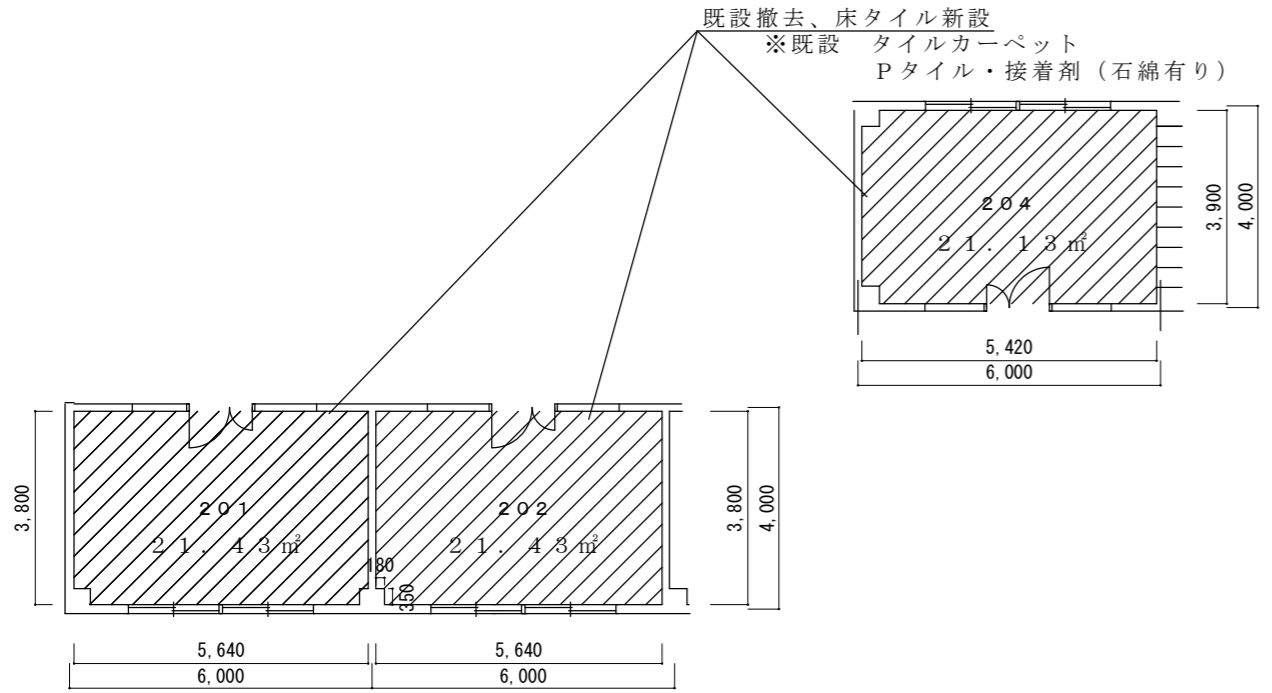
工事箇所



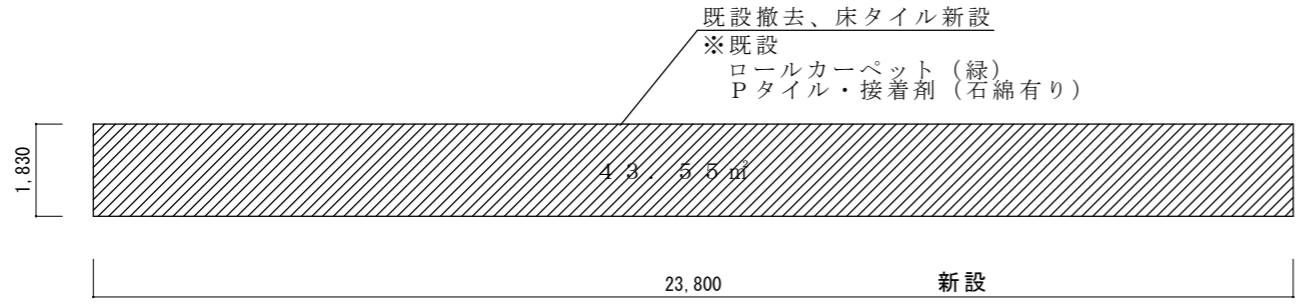
502号建物 (2階) 平面詳細図 S=1/150

工事箇所

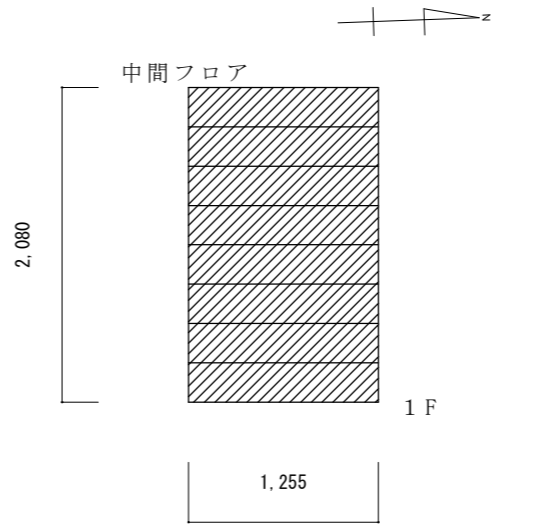
工事件名	令和7年度 502号建物床補修		
図面名称	案内図・配置図・502号平面図		
図面番号	3/4	作成月日	令和7年12月9日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			



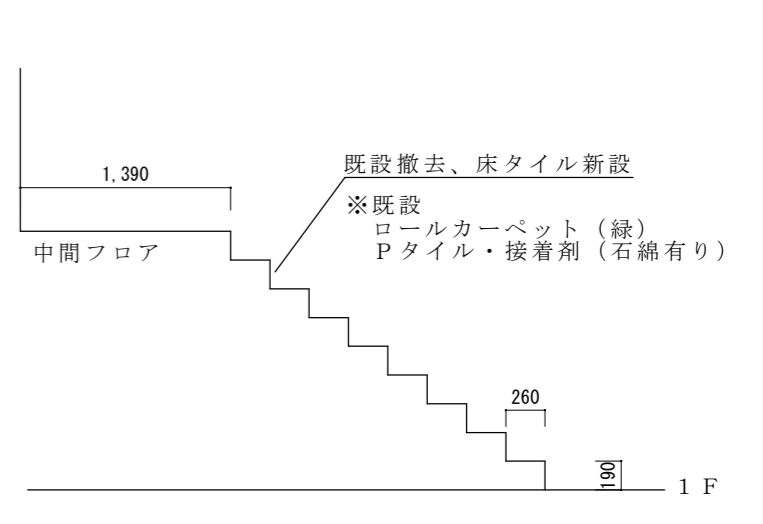
502号建物（2階居室） 平面図 S=1/150 工事箇所



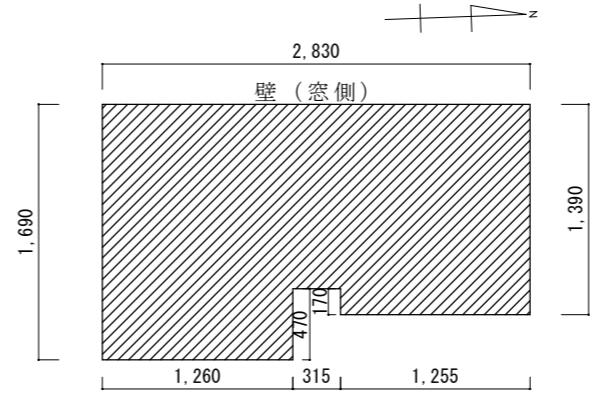
502号建物（2階廊下） 平面図 S=1/150 工事箇所



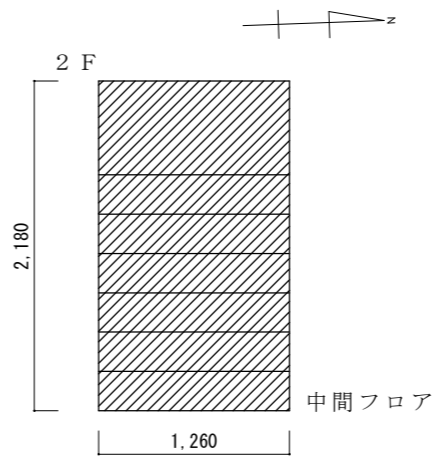
502号建物（階段） 平面詳細図 S=1/50



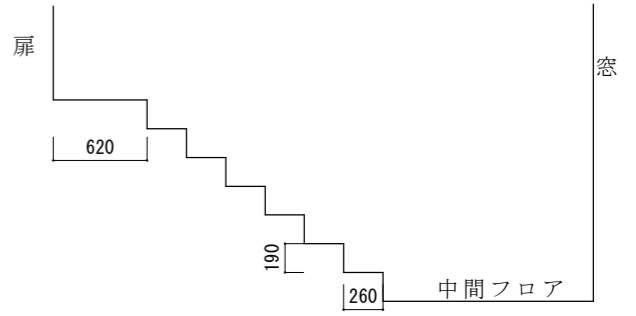
502号建物（階段） 横断図 S=1/50



502号建物（中間フロア） 平面詳細図 S=1/50



502号建物（2階階段） 平面詳細図 S=1/50



502号建物（階段） 横断図 S=1/50

階段部合計 13.43㎡

工事件名	令和7年度 502号建物床補修		
図面名称	案内図・配置図・平面図		
図面番号	4/4	作成月日	令和7年12月9日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			